学会報 Newsletter

日本法哲学会 JALP

第13号

発行日2006年4月23日

法哲学会でやりたいこと

日本法哲学会理事長　嶋津　格（千葉大学）

ニュースレターの巻頭に書くべきことは色々あるでしょうが、法哲学に関するごく一般的な私の考えは、学会のHome Pageの理事長挨拶に書きました。これは主に学会外の読者を想定していますが、学会内の方々にもそこを読んでいただいて、ご批判など頂戴できればありがたいと思います。

以前、法哲学に関する入門的な文章（法学セミナー増刊、1991-1995年）では、「わかっていることが科学であり、わからないことが哲学である」というラッセルの言葉を引用しながら、哲学とは何かを自分なりに説明しました。この発想を表現の問題に移して言えば、哲学とは、知について「それまで語られなかったこと語れなかったことを語ろうとする」実験の場であり、常識的な言語使用の中では普通語られないような認識について、何か意味のあることを語ろうとするものです。そしてそれが成功する場合、つまり語るに値することが語れた場合には、われわれが語れることが以前より拡大する結果となり、その一部は対象と方法を確立して科学となります。「わかっていること」は同時に、「語り方がわかっていること」だからです。基礎づけ主義的な哲学観を取らない場合、多かれ少なかれ、哲学の理解はそのようなものになるのではないでしょうか。

法哲学は、このような哲学の営みを、法の諸問題について行うことになります。特に法的活動が前提にしている価値観、それが可能になるための条件、既存の規範的解決を新たな分野に適用する可能性、などを論じます。そして法哲学会は、集団的にこれを行う学者の集団です。個々の学問は学者個人の営みですが、その成果が相互評価され、次の議論の中で参照され蓄積されてゆきます。誤った議論であっても、その誤り方が評価すべきものであるなら、その鮮やかな誤り方が専門家の中で集団的に知られ、繰り返し参照されるのです。上記の挨拶の中では、「棋譜」の比喩でこれを述べました。法哲学が学問であるなら、扱う主題は普遍的でも、それを論じる営みには歴史があり、蓄積があり、それが一定の教養として専門家の中で共有されているのでなければなりません。そして個々の学者は、過去の棋譜を知った上で、どこかで既存の棋譜と異なる新しい手、つまり新しい問題について新しい語り方をしようと試みるのです。もちろんその結果はまた、集団内で評価され蓄積されてゆきます。

新執行部で新たな期をはじめるに当たって、基本的にやりたいことは二つです。

１）竹下理事長・亀本事務局担当理事の下で進められた、学会の公開性拡大を維持し、さらに進めること

学会Home Pageにすでに掲示していますが、学会での分科会報告、学会誌への投稿を、申請ベースで行う枠を設け、全学会員にこれを開いています。学会賞の制度も設け、それへの推薦も学会員一般に開くことになりました。その結果、特に法哲学年報

目次:

法哲学会でやりたいこと　1
新企画委員長の挨拶　3
学術大会へのセミナーの導入について　3
日本法哲学会総会記事　4
日本法哲学会奨励賞　5
年報への投稿募集と学術大会分科会の公募　7
地域の研究会　10
IVR日本支部からのお知らせ　12
会員の動き　13
会費納入のお願い　13
法哲学年報の配布方法について　14
事務局からお知らせ　14

への論文掲載は、審査つきの雑誌への掲載となり、そのように評価されることになります。ただ、この制度が意味を持つためには、逆説的かもしれませんが、投稿しても載らなかった論文が一定数あることも必要です（学会誌出版への補助を申請する場合には、この数を明記することも求められます）。形式的な審査はあるが全投稿論文が結局パスする、というような雑誌がプレスティージを得られないのは当然だからです。一般に審査というものは事実上、双方向の評価であると思います。投稿者が論じているテーマについては、多分投稿者の方がよく調べ、深く考えているでしょうから、実際には審査するはずの審査員の方が審査されている、ということも起こるでしょう。だから審査は、する方もされる方も真剣勝負です。この真剣勝負の場に、多くのみなさんの参加をいただきたいと思います。

まだ歴史がないこともあり、これらの制度には改善すべき点が多くあると思います。率直なご意見・ご批判を事務局までお寄せ下さい。（jalp@wwwsoc.nii.ac.jp にメールいただくと、嶋津・高橋・山田の事務局３人が読むことになります。そして改善については、年に３回開かれる理事会で検討します）。

上記のものと別に、会員が記名式で参加するMailing　Listを運営できないか、というアイデアも検討中です。年に１度の学会だけでなく、恒常的に法哲学を論じる場としてi-netを利用することができれば、参加の範囲も密度もずっと増すでしょう。妥当な方式・技術的な点を検討してから、試験的にやってみようかと考えています（これについても、アイデアをお寄せいただければ幸いです）。

２）相互引用・相互批判を活性化すること

これは、就任の時に総会でお話しした点です。私が学術会議の仕事で、スウェーデンのノーベル賞委員会で話を聞いたとき、「日本の学者たちにも多く推薦を求めているが、それぞれ大学の系列などでしか受賞候補者推薦の枠が広がらず、ナショナルな候補者が出にくいようだ」とのことでした。こんなところまでセクショナリズムが及んでいるとすれば恥ずかしいことです。少し乱暴な議論かもしれませんが、権威は「作る」ものという側面が強いと思います。例えば英米で自由論を論じるとき、ミルの議論は常に引用されます。それへの言及のあり方で、論者の立場が大体推測可能になります。ドイツではカントへの言及がこれに当たるでしょうか。”Rawls industry”は少し蔑称の含意も伴いますが、これによって規範的正義論全体が脚光を浴びるようになりました。

日本で法哲学的な個々のテーマを論じる時、もっと標準的に言及されるべき文献があってもよいのではないでしょうか。それは「元々ないから言及されない」のか、それとも人が「言及しないからない」のか。しかしわれわれは、日本語で書き、日本語の文献にもかなり依存しながら研究を進めているのだから、実際にはそれからインスピレーションを受けた日本語の文献はいくつもあるはずです。日本語文献内部での相互引用・言及をしながら、自分の思想を展開する習慣をもっと広めるべきだと思います。その結果、個々の分野で一定の文献が必読文献として挙がるようになれば、修士課程などを対象にして日本語文献のアンソロジーを編むこともできるようになるでしょう。他分野の学者が、法哲学的な論点について論じる場合にも、当然日本の法哲学者の文献に言及するようになるはずです。

大体、われわれは主に日本語で論文を書いています。それらの価値が全体として評価されることが必要です。日本語での論壇の中でたたかわされる議論が普遍的な価値をもつのでなければ、その中の個々の論文の価値も、ローカルなもの、自己満足的なものにとどまってしまいます。

当面、これについて組織的な取り組みは特に考えていませんが、一人一人の研究者が論文を書く場合に、この種のことに留意していただけるとありがたいと思います。私は、あらゆるところでこの点を、繰り返し強調したいと思います。そして、集団としての日本の法哲学界が相互言及を含みながら一定の水準に達するようになり、皆が書く論文が外国にも出せるような独自性と普遍性を獲得するようになれば、日本での論争を英文で出版する、というようなことも視野に入ってくると思います。そのための外的条件は、いくつかすでに整っています。

以上、やりたいこととやれることは同じではないので、どこまでできるかはわかりませんが、皆様のご協力で、少しでも日本法哲学会を意義のある学会にしてゆきたいと思います。

新企画委員長の挨拶

企画委員長　長谷川　晃（北海道大学）

昨年11月より亀本洋前企画委員長を引き継いで、今後の学術大会の基本方向を調整してゆく役を仰せつかることになりました。嶋津格新理事長をはじめ理事の皆さんのお力添えをいただきながら、3年間、微力ながら最善を尽くしてゆきたいと存じます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

1990年代半ばからここ10年ほどの間、学術大会の統一テーマは、市場、環境、多文化主義、情報社会、宗教、ジェンダー、リバタリアニズム、現代社会と法の支配といった現代的問題と法哲学との関わりに向けられて来ました。2006年度はさらに、「法学教育と法哲学」と題して、現今の司法改革の直中にある法学教育改革（特に法科大学院の拡充の動き）と法哲学との関わりを学問的・教育論的な角度から再検討する機会を設けるべく、準備を進めています。複雑化・流動化・グローバル化する現代社会の様々な法的問題を法哲学の角度からどのように原理的に捉え考究してゆくかということは、時代と共に歩むべき法哲学会の常に大きな課題です。今後も現代のアクチュアルな問題を俎上に乗せて、学会として大いに議論をしてゆきたいと思います。

その一方で、法哲学には、法の妥当性や法と政治・経済との関わり、あるいは法思想史の諸問題など、固有の哲学的問題領域もあることは言うまでもなく、それらを改めて統一テーマとして取り上げ再考を加える機会を保持してゆくことも重要であることは論を俟ちません。その意味で、来る2007年度に向けて「法思想史学にとって近代とは何か」と題した法思想史に関わる企画を進めつつあることは大きな意義があると考えておりますし、さらに、2008年度の統一テーマとして「法と経済（仮題）」を昨年11月に定め企画準備を開始したことも、法概念の再検討を試みるものとして重要であろうと思われます。

いずれにしても、今後も、実践的な問題と理論的な問題のバランスを取りながら、学術大会における熱心な議論を促し、世評も高くなっている法哲学会の学究的な雰囲気をさらに深めてゆきたいと念じています。

最後に、私の任期末になりますが、2009年には国際法哲学会IVRの世界大会が中国で開催されることが決まっています。1987年の神戸大会に継いでアジアで2回目の世界大会となりますが、そこでは当然のことながら日本法哲学会の活動も注目されることになるでしょう。IVR日本支部役員の方々とも協同して、中国で有意義な企画を組んでプレゼンスを示すと共に、世界大会の成功に貢献すべく準備を進めてゆくつもりでおります。

以上のような法哲学会での今後の議論のいっそうの発展・深化のために、会員の皆様方におかれましても、どうぞご理解とご協力を賜ればたいへん幸いです。また学会企画全般に関しましても、ご意見がある際にはどうぞお気軽に事務局の方までお寄せください。

学術大会へのセミナーの導入について

担当理事　竹下　賢（関西大学）

すでに、学会報で検討中としてお知らせしましたミニ・シンポジウム（仮称）ですが、名称をセミナーにして、2008年度の学術大会より実施することが理事会で決定されました。これを導入することによって、統一テーマのプログラムが一日に縮小されることになりますが、このことで企画担当者と報告者などの負担が軽減されるとともに、より集約された内容になるものと期待されます。

さて、新プログラムのセミナーは、その内容について組織責任者に一任することになっています。例えば、何本かの研究報告によって編成する場合や、一本の基調報告にコメンテーターを配する場合などが考えられますし、何かをテーマにした全体討論で構成することも考えられます。

つまり、公募による企画責任者が一定の時間枠を自由に使って、研究会やシンポジウム、さらには意見交換や討論の会などを開催することができるというものです。とにかくこれによって、何らかの研究活動の全国版を開催することも可能になります。いまや、こうした活動は各種研究プロジェクトのもとで頻繁に要求されるようになっており、他方では、そうしたプロジェクトと拘わりなく、研究の多様化のもとで、全国に分散した同学の士による研究会の開催が強く求められてもいます。

開催の手続きについては、組織責任者が所定の期日までに学会事務局に、内容の概略をもって開催の申請を行い、学会案内の原稿の締め切りまでに、理事会は開催についての決定を行うことになっています。また、学会報およびホームページで開催の組織責任者を募集し、大会案内の作成に応じて締め切り日を設定することにしています。

しかるべき時期に募集を行いますので、奮っての申請をお願い致します。このような新プログラムの導入によって、学術大会参加へのインセンティヴが高まることになればと願っております。

日本法哲学会総会記事(2005年度)

2005年度日本法哲学会総会は、2005年11月13日に南山大学において開催されました。総会において報告・審議された事項は以下のとおりです。

（1）会務・会計報告

①「リバタリアニズムと法理論」を特集テーマとする2004年度法哲学年報が9月末に刊行された。
②2004年度の日本法哲学会収支報告および特別会計報告が承認された。

2004年度学会収支報告（2005年4月1日現在）

【収入】	
前年度繰越金	5,067,584
会費	1,976,000
聴講料	28,000
雑収入	72,000
郵便貯金利息	70
合計	7,143,654
【支出】	
大会関係費	452,855
理事会関係費	28,735
通信費	43,255
文具費	21,176
人件費	86,050
文献資料費	20,000
年報代金（2003年度分）	1,048,800
その他	21,610
次年度繰越金	5,421,173
合計	7,143,654

2004年度特別基金会計報告（2005年4月1日現在）

【収入】	
前年度繰越金	2,184,238
寄付金	0
郵便貯金利息	8
合計	2,184,246
【支出】	
企画委員会旅費	0
企画事務経費	0
文献資料費	0
通信費	0
次年度繰越金	2,184,246
合計	2,184,246

（2）役員の改選について

出席者の投票により新理事10名を選出し、新理事と理事長によってさらに19名を選び、理事長経験者3名を含む32名の理事によって新理事会を構成した。同理事会で嶋津格会員を新理事長に選出した。また、幹事に平野仁彦会員（再任）および宇佐美誠会員を選出した。新理事は次のとおりである。

青井秀夫、石前禎幸、石山文彦、井上達夫、井上匡子、宇佐美誠、大塚滋、大野達司、桂木隆夫、亀本洋、小林公、桜井徹、酒匂一郎、嶋津格、陶久利彦、住吉雅美、高橋広次、高橋文彦、角田猛之、永尾孝雄、中山竜一、長谷川晃、服部高宏、平野敏彦、平野仁彦、深田三徳、森際康友、森村進、山田八千子、笹倉秀夫、竹下賢、田中成明

（３）2005年度法哲学年報編集について

今回の学術大会の諸報告を中心に、「現代日本社会における法の支配―理念・現実・展望―」を統一テーマとして編集する。編集については理事会に一任する。

（４）2006年度学術大会について

2006年11月25日（土）・26日（日）に、青山学院大学（東京）で「法哲学と法学教育―ロースクール時代の中で―」（仮題）を統一テーマとして開催する。報告者の人選など詳細は理事会に一任する。

2005年度日本法哲学会奨励賞（2004年期）

日本法哲学会は、2005年度日本法哲学会奨励賞（2004年期／著書部門・論文部門、第1回）を以下の通り決定し、2005年11月12日に、総会・学術大会が開催された南山大学において、授賞式を行いました。

著書部門

大江　　洋　『関係的権利論：子どもの権利から権利の再構成へ』

学会奨励賞選定委員会の講評

候補著書は、強固な意志と合理的判断能力を備えた成人健常者を想定する伝統的な権利概念を抜本的に検討しようとするものである。権利とそれを支える理論は、少なくとも近代において、個人の確立と個人を基盤とする社会の構想を具体化するという歴史的な役割を果たしたが、現代では、子供、障害者、高齢者など多様な人間を重視する社会環境の中では時代遅れとなりつつある。候補著作は、子供の虐待に焦点をあわせ、子供の権利を論じることを通して、権利は、さまざまな関係性を考慮することによって、柔軟性を備えたものとして構想すべきであるという主張を展開している。権利という道具と理論の技術革新を図ろうとする意欲的な試みとして高く評価できる。

しかし、候補著書は、アメリカ合衆国の新しい理論を批判的に検討して議論の手がかりとしているが、伝統的な日本の権利論がなぜ、どのような形で虐待との関係で子供の権利の保護に失敗したのかを明確にしていない。さらに、議論の核心をなす「関係性」については、多々検討を加えているが、実際の事件処理の中でどのようにその関係性が伝統的な権利概念以上に威力を発揮するのかの論証も必ずしも十分とはいえない。

それにもかかわらず、選考委員会が候補著書を推薦するのは、権利という法学の基本概念の革新に挑戦し、成人ではなく、子供という斬新な観点から問題を分析することによって、革新の一つの方向を示したこと、さらに子供の権利を論じることによって、抽象的個人ではなく、具体的で多様な人間に適用できる権利論の必要性を明示したことを高く評価したからである。著者が関係的権利論を今後より具体化し、法実務においても参照されるだけの有効な理論に成長させることを期待する。

論文部門

大屋　雄裕　「規則とその意味――法解釈の性質に関する基礎理論(1)～(5)完」

学会奨励賞選定委員会の講評

候補論文は、規則適用のパラドクスをめぐるソール・クリプキの議論及びそれに対する一つの解答としての野矢茂樹の「根元的規約主義」に主として依拠しつつ、法の解釈・適用のプロセスに新たな分析の照明をあてるもので、そこから導かれる論者の見解は基本的に野矢理論に基づいているが、議論の鋭利さや構成の巧みさに加え、こうした観点からの本格的な法哲学的検討はこれまでなかったことに鑑みて大きな意義をもっている。個別には、わが国の法解釈学論争を新たな観点から検討している点、解釈をめぐるドゥオーキンとフィッシュの間の論争にも関わらず共通する側面のあることを指摘している点、後期ヴィトゲンシュタインに依拠する法理論を批判的に検討している点、根元的規約主義に基づいた法理論の可能性、とくに法の解釈・適用を根本的に対論と説得のプロセスとして捉える分析的法理論の可能性を示唆している点など、重要な理論的成果といえる。

候補論文には問題点もないわけではない。まず、結論部分において導き出された法の特徴づけはなお基本的なものにとどまっており、ここからどのような具体的法理論が整合的に帰結するかが大いに問われるだろう。また、「普遍信仰」や「不可視の基礎づけ主義」といった批判的概念により、リベラルな普遍主義に基づく法理論などに対して鋭利な批判を展開しているが、批判対象の適切な理解に基づいているかどうか、疑念が残る。とはいえ、これらは本論文の意義を損なうものではなく、今後さらに論争提起的な法理論への展開が望まれる。

■日本法哲学会奨励賞規程（2006年1月7日改訂）

１．本賞の目的

日本法哲学会は、法哲学の研究の普及促進、および、とくに若い法哲学者による研究の奨励のため、法哲学に関するとくに優れた著書または論文の著者に対し、日本法哲学会奨励賞を授与する。

２．受賞対象

（１）各年度の１月から１２月の間に公表された法哲学に関する著書または論文を受賞対象とする。奥付等にある発行日と実際の発行日が異なる場合、そのいずれを発行日とみなすかについては、学会奨励賞選定委員会が決定する。発行日のずれのため受賞候補作に入らなかった作品については、次年度の候補作とすることができる。なお、いわゆる論文集の類については、原則として個々の論文を対象とする。厳密な意味での共著については、著書・論文を問わず対象に含める。

（２）受賞対象作品を著書部門と論文部門に分け、それぞれ１作品に奨励賞を授与する。ただし、該当作なしという結果を妨げない。

（３）連載論文については、その最終号が発行された日を発行日とする。論文のタイトルが異なる場合であっても、副題や注内の記載から実質的に一つの論文の連載であることが確認しうるものにかぎり、連載論文として申請することができる。なお、自薦の場合には、一度申請の対象とした論文を別の年度の申請対象とすることはできない。

（４）受賞対象となりうる作品の著者の年齢については、著書部門については４５歳以下、論文部門については３５歳以下とする。年齢は、作品発行日における年齢とする。

（５）受賞対象は、日本法哲学会会員の作品に限定するものとする。

３．学会奨励賞選定委員会

（１）日本法哲学会理事会は、理事および会員からなる学会奨励賞選定委員会を設置し、理事の中から委員長と幹事を指名する。同委員長は、同委員会を代表し、学会奨励賞選定作業を統括し、幹事はこれを補佐する。

（２）委員の数は１０名以内、任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。委員長と幹事の名前は、学会ホームページ等において公表する。

（３）学会奨励賞選定委員会は、各年度の各部門の受賞候補作品を決定する。理事は、候補作の選定について、選定委員会から意見を求められた場合、これに協力しなければならない。選定委員会はまた、候補作の選定にあたっては、自薦他薦を問わず、会員からの意見も受け付けるものとする。推薦の形式については学会ホームページにおいて公表する。

（４）学会奨励賞選定委員は、本賞の目的に則って候補作品を審査した上で、選定委員会において意見を述べなければならない。ただし、著書部門と論文部門を分ける等適当なやり方で審査作業を分担することを妨げない。

（５）学会奨励賞選定委員会が、協議の上、各分野の候補作品の中から上位２作品を選定し、その結果につき理由を付して理事会に報告した後、理事会が受賞作を決定する。

（６）学会奨励賞選定委員長は、受賞とその理由を本人に通知する。本人から辞退の申し出がない限り、受賞作と受賞理由は授賞式および学会ホームページにおいて公表する。

４、受賞式

理事長は、日本法哲学会を代表して、本賞の受賞者を日本法哲学会の学術大会期間中に表彰するものとする。

附則　この規程は2005年1月15日から施行する。

附則　この規定は2006年1月7日から施行する。

年報への投稿募集と学術大会分科会の公募

2006年度以降の『法哲学年報』への投稿募集および学術大会分科会報告の公募について、以下のように締切期日を設定しました。既に学会ホームページで公表しておりますが、もう一度ご確認下さい。

2006年度
・『法哲学年報2005』（2006年10月刊行予定）投稿論文：2005年12月9日締切（募集終了）
・2006年度学術大会（2006年11月開催予定）分科会報告：2006年5月末日締切

2007年度
・『法哲学年報2006』（2007年刊行予定）投稿論文：2006年10月末日締切
・2007年度学術大会（2007年開催予定）分科会報告：2006年10月末日締切

2008年度以降も、年報投稿論文および分科会報告の締切は、原則として10月末日とする予定です。

日本法哲学会学術大会分科会報告の公募（2006年度分）

日本法哲学会は、2006年度学術大会（会場は青山学院大学）の分科会報告者4名（但し、うち1名は前年度積み残し分として決定済み）を公募中です。選考は、下記審査規則に基づいて、理事会が行います。

なお、例年、前年度の11月初旬頃を締め切りとして公募を行っておりましたが、2005年度は事務局交代の関係もあり、募集の公表が遅れ、会員の皆様に大変ご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。締め切りを2006年5月末日まで延長いたしましたので、ふるってご応募いただきますようお願い申し上げます。

また、2005年12月9日までに法哲学年報2005（2006年10月刊行予定）への投稿論文を提出された会員で、同内容で2006年度分科会報告公募へも応募を希望する方は、「同時に2006年度分科会報告公募へも応募する」とお書き添えいただくだけで、下記報告要旨を提出する必要はありません。このかたちでの応募により分科会報告公募と年報投稿の両方に採用された方は、投稿原稿が載った年報2005の発刊（2006年10月）直後に11月の学術大会で同内容の報告をされる、ということになります。もちろん、2006年度の分科会報告のみに応募し、同内容の論文を年報2006（2007年10月刊行予定）へ投稿するということや、分科会報告にのみ応募、あるいは年報投稿のみ、といったこともできます。法哲学年報の査読化に伴い、これらの点で制度がかなり変更されましたので、ご注意をお願いいたします。

■日本法哲学会分科会報告（公募分）応募者審査規則

１.本規則は、日本法哲学会分科会報告（公募分）への応募者の審査手続きについて定める。
２.審査の事務は、年報担当理事が執り行う。
３.審査委員は理事会によって指名され審査にあたる。審査委員は、１候補につき１名の理事と、１名の非理事ないし理事とが当たる。審査委員は、匿名とする。
４.応募には、会員であれば年齢やジャンルを問わない。ただし締め切り時点で直近３回のいずれかの日本法哲学会学術大会で報告をしていない者を優先する。（可とする者が定員に満たない場合は最近３年以内に報告をした者も、可とする。）
　応募者は、応募に当たって、所定の必要記入事項について記入した応募用文書を作成しかつ報告の内容を５０００字程度にまとめた文書を添えて、締め切り日までに年報担当理事宛に送付するものとする。（送付には主としてE-Mailを用いる。以下同じ。）
５.年報担当理事は、応募者の匿名性を確保しつつ、審査委員に上記申請書類を送付する。
６.審査委員は、審査に関する秘密を厳守するよう留意しなければならない。
７.審査委員は、採用の可否を　A(無条件で採用可)、B(部分的な修正で採用可)、C(採用不可)の３段階で評価し、必要に応じて２００字程度から１５００字程度の講評を添えて年報担当理事に送付することとする。
８.年報担当理事は、採否に関する総合判断を行い、理事会において審査結果を報告し承認を得る。年報担当理事は、２名の審査委員の審査結果がAA、AB、またはBBの者を採用対象とする。
　採用者は、結果として４名の定数に満たないこともあり得るものとする。採用を可とされた者が４名を超えれば、一部を次年度の報告にまわす。
９.前項において、Ｂの評価を受けた応募者には、年報担当理事が修正個所を指示する。
１０.採用を不可とされた応募者より説明要求があれば、年報担当理事が対応する。
１１.応募者は、採用不可となっても、改善の上次年度以降に再応募することを妨げない。
１２.審査委員には、謝礼は払わない。
付則　本規則は、2000年11月より施行する。

■日本法哲学会投稿規程

１．投稿資格
投稿資格は、日本法哲学会の会員であること。ただし、投稿時までに入会を申し込んだ者については、理事会による入会承認の前であっても、日本法哲学会事務局の判断で投稿資格を与えることができる。
２．投稿原稿の種類
（１） 投稿できる原稿は、法哲学に関する未発表の和文または欧文の論文。当分の間、従来の分科会報告原稿および研究ノートに相当する原稿を標準的原稿とするが、これらに限定するものではない。
（２） 編集委員会は、テーマを限定して投稿原稿を募集することができる。その場合、その内容を日本法哲学会ホームページ上に速やかに公示するものとする。
３．投稿要領
（１） 提出原稿は、横書きを原則とする。
（２） 原稿の分量は、注および図表等を含め、和文の場合、２００字詰原稿用紙５０枚相当量以内、欧文の場合、３８００語以内とする。
（３） 編集委員会は、前項の規定にかかわらず、その決定により原稿量の指定を変更することができる。その場合、決定の内容を速やかに日本法哲学会ホームページ上に公示するものとする。
（４） 文献引用および注の形式については、広く学術論文で採用されている方式で一貫していれば可とする。
４．原稿提出
（１）原稿には、下記の事項を記載した表紙を添付しなければならない。なお原稿自体には、表題だけを記載し、著者の氏名を記載してはならない。
① 著者の氏名および所属ないし肩書き
② 表題
③ 住所、電話番号およびE-mailアドレス
（３） 原稿には、400字以内の和文要旨、キーワード（１０個以内）および300語程度の英文要旨を必ず添付する。投稿原稿と関連する既発表の自著の論文等を添付することができる。査読委員長から、その種の論文等の提出を求められた場合、投稿者はこれを速やかに査読委員長に提出しなければならない。
（４） 上記のものを日本法哲学会事務局宛または査読委員長宛に送付する。
（５） 原稿等のやり取りは可能な限りすべて電子メールで行うものとする。表紙および原稿については、プレーンファイルおよびワードファイル（和文の場合、原則としてA4版40字×40行）か、プレーンファイルのみを添付して電子メールで送付するものとする。
５．締切日
投稿締め切り日は、各年度の学術大会の1週間程度前とする。各年度の締切日を日本法哲学会ホームページおよび学会報において公示する。
（『法哲学年報2006』（2007年刊行予定）については、2006年10月末日締切。）
６．審査
（１） 受理された原稿は、直ちに査読規程に定める査読手続に附される。
（２） 原稿が機関誌への掲載にふさわしい水準であるかどうかが、総合的に判定される。
（３） 審査結果は、「掲載可」、「掲載不可」、「補正の上掲載可」のいずれかで通知される。
（４） なお、掲載可の論文数が当該年度年報の掲載可能論分数を超えた場合、掲載可であるにもかかわらず掲載保留の通知がなされることがある。掲載保留の通知を受けた投稿者は、次年度優先掲載の権利を行使するか放棄するかを、通知を受理した日より３週間以内に査読委員長に通知しなければならない。
７．異議申し立て手続
投稿者は、掲載不可の理由または補正の内容につき異議がある場合、審査結果を受理した日より1週間以内にかぎり、査読委員会に理由を附して異議を申し立てることができる。
８．分科会報告との関係
（１） 投稿原稿提出者は、分科会公募原稿締切日以前であるかぎり、投稿原稿と同一の原稿を分科会公募原稿として提出することができる。この場合、分科会公募用原稿およびその他の必要書類を改めて提出する必要はない。
（２） 前項の場合、分科会公募審査と投稿原稿査読は、それぞれの規則または規程に基づき別個の基準で行われるものとする。ただし、公募審査者と投稿原稿査読者の重複は、これを妨げない。
（３） 当分の間、分科会報告者については、併せて投稿するよう強く要望する。
９．附則
この規程は2005年4月1日より施行する。

■日本法哲学会査読規程

１． 査読の目的
日本法哲学会は、『法哲学年報』の学問的水準の維持向上のため、掲載論文につき査読を行う。
２． 査読の対象
学会記事、追悼文等を除き、書評等を含め掲載される広義の学術論文すべてを査読の対象とする。
３．編集委員会
（１） 理事会のなかに編集委員会を設置し、年報の編集に当たる。ただし、当分の間、編集委員会と理事会の構成員はこれを同一とする。
（２） 理事会は、編集委員の中から編集委員長を選出する。編集委員長は、編集委員会を代表し、編集事務の統括に当たる。（ただし、当分の間、理事長が編集委員長を兼ねるものとする）
（３） 編集委員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
（４） 編集委員会は、理事会において編集の方針および結果の承認を求めるものとする。
４．査読委員会
（１） 理事会は、編集委員会の中に１０名以内の理事によって構成される査読委員会を設置する。 （企画委員長、当年度、前年度、次年度の大会委員長は必ず入る）
（２） 理事会は、査読委員の中から査読委員長を選出する。査読委員長は、査読委員会を代表し、査読事務の統括にあたる。ただし、編集委員長と査読委員長を兼ねることはできない。

（３） 査読委員の任期は１年とする。ただし、再任を妨げない。
（４） 査読委員会は、査読の結果を編集委員会に報告し、承認を求めるものとする。ただし、この承認は、編集の日程上編集委員会を開催することが難しい場合、編集委員長の承認で代えることができる。
（５） 査読委員会は、査読の対象となる原稿の執筆者との関係で、査読結果につき責任を負う。
５．査読原稿の区別
（１） 掲載論文の査読については、これを依頼原稿と投稿原稿とに分けて扱う。
（２） 依頼原稿と投稿原稿の区別は、編集委員会がこれを決定する。当分の間、学術大会統一テーマの報告にかかる原稿については、これを依頼原稿とする。
（３） 投稿原稿の採用可能本数については、編集委員会がこれを決定する。
６． 依頼原稿にかかる査読手続
（１） 依頼原稿については、査読委員会の委員が査読を行い、査読委員会が掲載の可否の決定を行う。
（２） 査読委員長は、査読委員の中から２名以上の委員に各原稿の査読を委嘱する。ただし、査読委員長が査読を委嘱された者（以下、査読者と呼ぶ）になることを妨げないが、査読者と査読される原稿の執筆者とが同一であることはできない。
（３） 査読者は、掲載、掲載不可、補正の上掲載のいずれかの判断をし、掲載不可の場合その理由を附し、補正の上掲載可の場合その内容を含め、原稿を受理した日より３週間以内に査読の結果を査読委員長に報告しなければならない。
（４） 査読委員会は、査読者の間で査読結果に不一致がある場合、協議の上「掲載」、「掲載不可」、「補正の上掲載」のいずれかの決定を行う。
（５） 査読委員長は、編集委員会での承認を経て、掲載、掲載不可、または補正の上掲載の決定を原稿執筆者に速やかに通知する。掲載不可の場合その理由を附し、補正の上掲載の場合はその内容を含め、通知するものとする。
（６） 査読委員会は、「補正の上掲載」について、補正原稿が提出された場合には、これを再度査読手続に附す。
（７） 原稿執筆者は、掲載不可の理由または補正の内容につき異議がある場合、審査結果を受理した日より１週間以内にかぎり、査読委員会に理由を附して異議を申し立てることができる。その場合、査読委員会は異議の内容につき審議し、異議に理由があると認 めるときは、当初の判断を覆すことができる。査読委員長は、審議の結果を理由を附して原稿執筆者に通知しなければならない。この手続は、査読委員会の責任で適当な回数で打ち切ることができるものとする。
７．投稿原稿にかかる査読手続
（１） 査読委員会は、投稿された原稿が投稿規程に合致するかどうかを審査する。
（２） 査読委員会は、投稿規程に合致するとされた原稿１件につき理事１名以上を含む２名の者に査読を委嘱し、匿名処理された原稿（関連するものとして添付された既発表論文を含む）、査読規程および査読結果票を送付する。なお、査読者の名前は、原稿執筆者に開示されないものとする。
（３） 査読を委嘱された者は、査読を受任できない特段の事情がある場合には、速やかに査読委員会に連絡しなければならない。
（４） 査読者は、査読要領にしたがって査読を行い、原稿を受理した日より３週間以内に、査読結果票を査読委員会に返送しなければならない。
（５） 査読委員会は、査読者の間で審査結果に不一致がある場合、協議の上、「掲載可」、「掲載不可」、「補正の上掲載可」のいずれかの決定を行う。掲載可と補正の上掲載可とを併せた論文の数が、当該年度年報の掲載可能論文数を超えた場合、査読委員会は、協議の上、それらの論文に順位をつけ、掲載可能論分数を超える順位の論文を「掲載保留」論文にする決定を行う。掲載保留論文については、投稿者の同意の上、次年度年報に優先的に掲載するものとする。投稿者は、この権利を放棄することができる。
（６） 査読委員長は、編集委員会での承認を経て、掲載可、掲載不可、または補正の上掲載の決定を投稿者に速やかに通知する。掲載不可の場合その理由を附し、補正の上掲載の場合はその内容を含め、通知するものとする。査読委員長はまた、掲載保留の論文が出た場合、その旨を投稿者に通知する。
（７） 掲載保留の通知を受けた投稿者は、次年度年報優先掲載の権利を行使するかどうかを査読委員長に速やかに通知しなければならない。
（８） 査読委員会は、「補正の上掲載可」について、補正原稿が提出された場合には、これを再度査読手続に附す。
（９） 投稿者は、掲載不可の理由または補正の内容につき異議がある場合、審査結果を受理した日から１週間以内にかぎり、査読委員会に理由を附して異議を申し立てることができる。その場合、査読委員会は、疑義の内容につき審議し、異議に理由があると認めるときは、当初の判断を覆すことができる。査読委員長は、審議の結果を理由を附して投稿者に通知しなければならない。この手続は、査読委員会の責任で適当な回数で打ち切ることができるものとする。
８． 査読要領
（１） 査読者は、当該原稿が、法哲学年報掲載にふさわしい水準のものであるかどうかを総合判定し、「掲載可」、「掲載不可」、「補正の上掲載可」のいずれかの評価を与えるものとする。
なお、注の引用の仕方については、当分の間、統一的な指針を指定せず、広く学術論文で採用されている方式で一貫していれば可とする。
（２）査読を委嘱された者が、「補正の上掲載」の評価を下す場合には、補正が必要な内容を明記しなければならない。また「掲載不可」の評価を下す場合には、その理由を明記しなければならない。
９． 附則
この規程は2005年4月1日より施行する。

地域の研究会

東北法理論研究会

幹事: 陶久利彦(東北学院大学)、服部 寛 (東北大学大学院)
連絡先: suehisa@tscc.tohoku-gakuin.ac.jp(陶久利彦)、hattori@student.law.tohoku.ac.jp(服部 寛)

東北法理論研究会は、東北地方に学ぶ研究者や大学院生を中心として、研究交流や情報交換を目的に、年3回程度開催されております。法理論、社会理論および医事法学などの分野に関する研究報告を通じて、毎回自由で活発な議論がなされています。また、この研究会は、IVR仙台支部の性格を備えており、諸外国から研究者が来仙される際には、講演会の開催も行っております。

昨年度は次のような研究報告がなされました。

○2005年4月16日
・西山千絵氏 (東北大学大学院) 「いかにして根本規範に至るのか――H. ケルゼン『純粋法学第二版』における根本規範説の諸前提――」
・青井秀夫氏 (東北大学) 「法体系・法原理と憲法」
○2005年7月30日(土)
・早川のぞみ氏(東北大学大学院)「原理型法体系の理論」
・樺島博志氏(東北大学)「国民概念に関する覚書」
○2005年9月20日(水)
・ウルフリット・ノイマン氏(フランクフルト大学)「判例変更の法理論上の諸問題」
○2006年1月23日(月)(東北大学21世紀COEプログラム「男女共同参画社会の法と政策」と共催)
・ウルリッヒ・ローマン氏(アリス・ザロモン大学)「ジェンダーに関する法と政策――概観」
○2006年3月3日に東北大学にて青井秀夫先生の最終講義が開催されました。講義題目は「法理学研究と洋魂和才」でした。多くの方が聴講されました。

2006年度から、幹事は陶久利彦氏(東北学院大学)が担当されます。院生幹事は服部 寛(東北大学大学院)が担当します。研究会への参加は幹事までご連絡ください。よろしくお願い申し上げます。 [服部 寛]

東京法哲学研究会

幹 事: 宇佐美 誠 (東京工業大学)
連絡先: usami@soc.titech.ac.jp (宇佐美誠)
URL: http://wwwsoc.nii.ac.jp/jalp/j/tokyo/tokyo.html
(日本法哲学会公式サイト内東京法哲学研究会コーナー)

東京法哲学研究会は、1960年頃、東京近郊の大学で法哲学を学ぶ若手研究者数名の自発的な集まりとして誕生しました。本会創設以来の目的は、若手の法哲学研究者に発表と勉強の機会を提供することであり、これは今後も変わることはありません。しかし、会員数が190名を超え、多様な年齢層、居住地域、専門領域の研究者が集うに至った本会は、法哲学に関心を有する研究者間の連絡と交流の場としても重要な位置を占めるようになっています。

本会の活動の中心である例会は、原則として年8回(8月、9月、11月、2月を除く毎月1回)、土曜日の午後3時から6時まで開催され、毎回通常30名前後の会員が参加しています。例会終了後は毎回有志で懇親会が行われ、白熱した議論が続けられます。12月には公式の行事としての忘年会があり、また9月には毎年法理学研究会との合同研究合宿が開催されます。

例会では2件の研究報告が行われるのが通例ですが、最近公刊された法哲学および隣接分野の著作の合評会を行うこともあります。最近では、12月例会で瀧川裕英会員の報告「政治的責務は関係的責務か?」と那須耕介会員の報告「主題としての遵法責務論」が、1月例会で吉良貴之会員の報告「世代間正義論」と森村進会員の報告「リバタリアンな分配的正義」が、そして3月例会で森村進編『リバタリアニズム読本』の合評会が行われました。

本会の幹事は毎年4月に交代することになっており、2006年度は東京工業大学の宇佐美誠会員が担当されます。

例会の傍聴や新規入会を希望される方がいらっしゃいましたら、幹事までご連絡下さい。

［2005年度幹事　佐藤憲一］

愛知法理研究会

幹事：　高橋広次（南山大学）
連絡先：　thirosi@ic.nanzan-u.ac.jp
URL: http://www.nomolog.nagoya-u.ac.jp/philosophia/

愛知法理研究会は、昨年の秋以降、第３６回と第３７回の例会を、例年どおり南山大学法科大学院研究棟（Ａ棟二階）にて開催しました。両例会の報告者とそのタイトルは次の通りです。

報告日時：8月27日（土）　14:00～18:00
統一報告テーマ：　ノイマン教授の「人間の尊厳という原理」に関するコメント
コメンテーター：　高橋広次会員（南山大学）・・セミナー概要の説明も含む
井川昭弘会員（前九州大学院生）
平田丈人会員（三重県庁職員）
山田秀会員（南山大学教授社会倫理研究所）
西野基継会員（愛知大学教授）

報告日時：12月10日（土）　14:00～18:20
井上匡子会員（神奈川大学）「コミュニティ・ベースのＡＤＲがもつ可能性と課題」
土井崇弘会員（中京大学）「Ｍ・オークショットの伝統論　――Ｆ・Ａ・ハイエク、Ａ・マッキンタイアとの比較検討　――」

なお１１月には、設立当初より会の運営に尽力下さってきた、筏津安恕氏（名古屋大学教授）　が逝去されました。また、新会員として、日本政策投資銀行設備投資研究所勤務の原田輝彦氏（今年の４月から神戸大学大学院在学予定）が入会を承認されました。

［高橋広次］

法理学研究会

幹事：　浅野　有紀（近畿大学）、濱　真一郎（同志社大学）
連絡先：　ayukia@aol.com（浅野有紀）、shama@mail.doshisha.ac.jp（濱真一郎）
URL：　http://www.geocities.jp/jurisprudence1933/

法理学研究会は、毎月１回、原則として第４土曜日の午後に同志社大学の光塩館で開催されています。研究報告が中心で、文献研究や書評なども行われています。最近の例会としては、本年の１月には田中茂樹会員による研究報告「矢崎法哲学の方法論的基礎」および西野基継会員による研究報告「法概念としての人間の尊厳」が、２月には橋本努氏による研究報告「公共性の成長論的再編」および中村浩爾会員による文献紹介「Robert R. Williams (ed.), *Beyond Liberalism and Communitarianism: Studies in Hegel's Philosophy of Right*（State University of New York Press, 2001)」が行われました。３月例会は以下の通りです。

日時：　2006年３月25日（土）　午後２時～６時
場所：　同志社大学・光塩館　第２共同研究室
研究報告１：　「イマジナリーな領域への権利」を法哲学的に論じる意義について
仲正　昌樹　会員（金沢大学）
研究報告２：　産学連携と大学の知的財産
三浦　武範　会員（名城大学）

［濱真一郎］

ＩＶＲ日本支部からのお知らせ

１．日本支部運営員会と事務局の構成について

2005年11月13日に開催されましたIVR日本支部総会の席上にて、運営委員会・事務局の新たな構成が、以下の通り承認されました。

支部長　角田 猛之　（大阪府立大学）
事務局長　那須 耕介　（摂南大学）
会計　河見 誠　（青山学院短大）
運営委員　桜井 徹　（神戸大学）
住吉 雅美　（青山学院大学）
高橋 洋城　（駒沢大学）
中山 竜一　（大阪大学）

これまで、運営委員会にて会計を御担当いただいておりました高橋文彦会員は、学会事務局の御担当のゆえに2005年11月をもって離任されました。長年にわたるご尽力、ありがとうございました。

２．ＩＶＲ日本支部規約について

かねてより法哲学会理事会におはかりしながら、IVR日本支部運営委員会にて「IVR日本支部規約」を検討いたして参りました。11月12日開催の運営委員会にて最終「規約案」としてまとめましたものを、同日の法哲学会理事会と13日のIVR日本支部総会にて正式に御承認を得まして、11月14日から施行となっております。あらためてここにご報告申し上げます。

（内容につきましては、ＩＶＲ日本支部ＨＰ「規約」のページをご覧ください。）

３．ホームページの刷新について

ＩＶＲ日本支部のホームページが一新されました。従来、一ページにすべての情報を記載する方式から、トップページの下に複数の下位ページを配置したものに切り替わっています。情報量も増え、たいへん読みやすくなりました。アドレスはhttp://wwwsoc.nii.ac.jp/jalp/ivr/index.htmlです（日本法哲学会のＨＰから入ることができます）。

これを機に、今後より一層内容の充実をはかっていく所存です。ぜひ一度ご覧の上、お気付きの点などございましたら事務局の方までご意見をお寄せください。

４．２００７年ＩＶＲ世界大会（クラコフ大会）について

第23回IVR世界大会は、2007年8月1日～7日にポーランドのクラコフで開催されます。大会のウェブページも開設され、基調講演やスペシャル・ワークショップなどに関する情報が徐々に掲載されはじめています。ぜひ一度ご覧ください（日本支部ＨＰにリンクがございます）。

★スペシャル・ワークショップ企画・運営のお願い

昨年と2005年度のIVR日本支部総会にて御報告し、お願い申し上げましたように、2007年・クラコフ大会（ポーランド）、2009年・北京大会（中国）、2011年・フランクフルト大会（ドイツ）での、会員の皆様方による日本支部からのスペシャル・ワークショップの企画、運営を募っております。

現在のところ、2007年・クラコフ大会での森村進会員を企画責任者とするリバタリアニズムに関するワークショップ（前回グラナダ大会から継続）と、2009年・北京大会での長谷川晃・角田猛之両会員を責任者とする多文化・比較法文化に関するワークショップの２企画が、日本支部運営委員会と法哲学会理事会の承認を得て、開催の予定となっております。

日本支部としましては、現時点では、クラコフ大会および北京大会の２つの大会に向けて、新たなスペシャル・ワークショップを日本支部の会員の方に企画・運営していただきたいと考えております。是非一度ご検討ください。詳細につきましては、ＩＶＲ運営委員会事務局までお問い合わせください。

５．訃報：ＩＶＲ理事長アレクサンダー・ペチュニク教授

2005年9月19日に、ＩＶＲ総裁であるアレクサンダー・ペチェーニク（Aleksander Peczenik）教授が逝去されました。謹んで哀悼の念を表させていただきます。（IVR Newsletter No.35 (2005)にロバート・アレクシー教授による追悼文が掲載されています。）

６．ＩＶＲ日本支部入会のご案内

IVR日本支部事務局では、常時、会員を募集しております。ご入会を希望される方は、ＩＶＲホームページから加入申込用紙をダウンロードしてお使いください。あるいは、ご希望の方には、申込書をお送りいたしますので、下記事務局までご連絡ください。

ＩＶＲ日本支部事務局
〒572-8508　大阪府寝屋川市池田中町17-8
摂南大学法学部　那須耕介研究室気付
Phone: 072(839)9310
Fax: 072(838)6636
E-mail: nasu@law.setsunan.ac.jp

会員の動き

2006年3月現在の会員総数は496名です。

（１）入会

2005年11月11日理事会承認

川井　和子（税理士・東京簡易裁判所民事調停委員）

2005年11月13日理事会承認

宍戸　圭介（岡山大学文化科学研究科後期博士課程）
米　典子（東京大学大学院教育学研究科博士課程）
米村　幸太郎（東京大学大学院法学政治学研究科修士課程）

（２）退会　　加藤　高

（３）物故　　筏津　安恕

会費納入のお願い

2003年度～2005年度会費について未納分のある会員は、年度を明記の上、下記会費振込用口座に振り込んでいただきますようお願いいたします（過年度会費は１年度3,000円です）。なお、本年度（2006年度）の会費（6,000円）は本年秋の学術大会・総会の前（９月中旬頃）に請求させていただきますので、ご承知おきください。

会費振込用口座（郵便振替口座）
口座番号：00160-5-446057
加入者名：日本法哲学会

なお事務局変更に伴い、2006年4月1日から会費振込用口座の口座番号が変更になりましたので、ご注意ください。

法哲学年報の配布方法について

『法哲学年報』（毎年10月末頃発行）の配布は、以下のような方法によっておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

（1）　名誉会員および執筆者には、年報が発行され次第、郵送します（名誉会員および非会員たる執筆者には贈呈しますが、会員たる執筆者には贈呈はありません）。

（2）　（1）に該当しない会員で、学術大会に出席された会員には、学術大会開催日までに会費の振込が確認できた場合または学術大会会場で会費の納入があった場合には、学術大会会場で年報をお渡しします。

（3）　（1）に該当しない会員で、学術大会を欠席された会員には、11月末締め（12月10日頃確定）で会費の振込を確認し、年報を郵送します（諸般の事情により、到着が次の年の1月上旬になることがあります）。その後は、毎月末締め（次月10頃確定）で会費の振込を確認し、年報を郵送します。

事務局よりお知らせ

- 筏津安恕会員（名古屋大学）が2005年11月7日に逝去されました。心よりご冥福をお祈りいたします。
- 理事長の交代に伴い、新事務局は千葉大学に置かれることになりました。石前禎幸理事（明治大学）は年報担当として引き続き事務局にお入りいただき、高橋文彦理事（明治学院大学）と山田八千子理事（中央大学）で事務局が構成されています。竹下賢前理事長をはじめ旧事務局のスタッフの皆さん、ご苦労様でした。
- 学会からの送付物が「転居先不明」などの理由で返送されてくるケースが多くなっています。ご住所やご所属に変更が生じたときは、事務局までご一報いただきますようお願いいたします。
- 会員の声を学会事務局宛にメールでお寄せください。直接の返信はご容赦願いますが、貴重なご意見についてあては理事会で検討させていただきます。

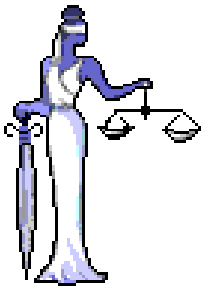

日本法哲学会

〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町1-33
千葉大学法経学部　嶋津格研究室内
Tel/Fax：043-290-2362
E-mail: jalp@wwwsoc.nii.ac.jp
URL: http://wwwsoc.nii.ac.jp/jalp/

日本法哲学会『学会報』第13号（2006年4月23日発行）
Copyright (C)2006 Japan Association of Legal Philosophy.
Printed in Japan. All Rights Reserved. 無断転載を禁止します。